

京都市敬老乗車証条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年2月9日

京都市長 松井孝治

京都市規則第46号

京都市敬老乗車証条例施行規則の一部を改正する規則

京都市敬老乗車証条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第2項に次の1号を加える。

(10) 江若交通株式会社

附 則

この規則は、令和8年3月1日から施行する。

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課)